

## 旭区寄り添い型生活支援事業業務委託受託候補者特定に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、旭区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下、「委員会要綱」という。）第8条の規定に基づき、旭区寄り添い型生活支援事業業務委託（以下、「支援事業」という。）を公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

### (参加資格)

第2条 次の各号すべてに該当する団体。

- (1) 代表者もしくは役員が、以下の項目に該当しないこと。
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (2) 代表者もしくは役員が、指定暴力団の構成員ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中でないこと。
- (7) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又はこれを受けた場合において必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- (8) その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。
- (9) 契約締結日までに、一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応する種目（福祉サービス）または（その他の委託等）について登録が認められた者であること。
- (10) 参加意向申出書の提出期限以降、受託候補者の特定の日までの手続き期間中、指名停止を受けていない者であること。
- (11) 子ども及び子育て家庭への支援能力を有すると認められる者であること。

### (実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準、委託仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項

(5) その他必要と認める事項

(参加表明手続)

第4条 参加を申請する者は、「参加意向申出書」(様式1)及び「欠格事項に該当しないことの宣誓書」(様式2)を提出すること。

(参加資格の確認と提出要請書の送付)

第5条 前条の参加意向申出書及び欠格事項に該当しないことの宣誓書を提出した者に、参加資格確認結果通知書にて参加資格確認結果を通知する。参加資格を確認した者には、提出要請書を送付し、提案書(様式3)の提出を要請する。

(提案書の内容)

第6条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は別表1に定める。

- (1) 提案書を提出する者(以下、「提案者」という。)の概要・事業実績
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務実施内容と実施手法
- (4) 業務実施体制
- (5) 業務管理運営体制
- (6) 収支予算書
- (7) 認定通知書等の写しの添付

ア ワーク・ライフ・バランスに関する取組で以下の行動計画の策定をした場合、労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」(ただし書類の提出時に有効期間内のものに限る)。

(ア) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合  
(従業員101人未満の場合)

(イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合(従業員301人未満の場合)

イ ワーク・ライフ・バランスに関する取組で以下の認定を受けた場合、認定取得が確認できる「認定通知書の写し」(ただし提出時に有効期間内のものに限る)。

(ア) よこはまグッドバランス賞

(イ) くるみんマーク、プラチナくるみんマーク(次世代育成支援対策推進法)

(ウ) えるぼし(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

(エ) ユースエール(若年雇用促進法)

(8) その他、業務の実施に必要な事項

(参加資格確認の通知)

第7条 第5条により参加資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により参加資格が認められなかった理由の説明を求められることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価)

第8条 プロポーザルの評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の概要・事業実績
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 業務実施内容と実施手法の妥当性・実現性等
- (4) 業務実施体制の妥当性・実現性、個人情報の取扱いについて等
- (5) 業務管理運営体制の妥当性・実現性等
- (6) ワーク・ライフ・バランスに関する取組について

2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した提案者を特定する。

4 評価の採点が同点の場合は、地方自治法施行令167条の9に基づき、くじ引きとする。

5 提案者が1者の場合にも評価を実施する。ただし、総合点（ヒアリングに出席した評価委員の採点合計）が上限配点の合計の60%に満たない場合（ワーク・ライフ・バランスに関する取組を除く）、または評価の項目（ワーク・ライフ・バランスに関する取組を除く）のうち評価委員すべてがE評価とした項目があった場合は受託候補者とししない。

6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第9条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (2) ヒアリング
- (3) 提案書の評価
- (4) 評価の集計及び報告

2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。

- (1) 旭区総務課長（委員長）
- (2) 旭区福祉保健課長（副委員長）
- (3) 旭区生活支援課長

- (4) 旭区こども家庭支援課長
- (5) 旭区学校連携・こども担当課長
- 3 委員長が事故等により欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 提案書の評価にあたり、実施したヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができないものとする。
- 6 委員長は、評価結果を旭区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 7 評価委員会の総務は、旭区こども家庭支援課が行う。

(評価結果の審査)

第10条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(選定の効力)

第11条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により受託候補者として特定した者（以下、「特定者」という。）の選定の効力は、特定者が業務を開始した年度から起算して5か年度とする。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、業務の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。
- 3 前項のほか、受託者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続への参加資格並びに運営者選定の効力を取り消す。

(その他)

第12条 この要領の運用において必要な事項は区長が定める。

附 則

この要領は、令和2年10月23日から施行する。

別表 1

様式名	書類名
様式 4	提案者の概要・事業実績
様式 5	業務実施方針
様式 6	業務実施内容と実施手法
様式 7	業務実施体制
様式 8	業務管理運営体制
様式 9	収支予算書

様式 1

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 参加意向申出書

次の件について、提案資格の要件を満たしていることを確認した上で、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名： 旭区寄り添い型生活支援事業業務委託

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

令和 年 月 日

欠格事項に該当しないことの宣誓書

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

当団体は、以下に規定する旭区寄り添い型生活支援事業業務委託に関する参加資格の欠格事項に該当しないことを宣誓します。

【欠格事項】

- 1 代表者もしくは役員が、以下の項目に該当すること。
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- 2 代表者もしくは役員が、指定暴力団の構成員であること。
- 3 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当すること。
- 4 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていること。
- 5 市税を滞納していること。
- 6 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中であること。
- 7 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること、又はこれを受けた場合において必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと。
- 8 その他、公序良俗に反する行為を行っていること。

様式 3

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名： 旭区寄り添い型生活支援事業業務委託

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail



1 提案者の概要・事業実績

(1) 提案者の概要

提案者の概要（提案者名、設立年月日、代表者、設立目的、職員数、沿革、その他）を記載して下さい。

(2) 提案者の事業実績（別添可）

これまで実施した児童福祉や青少年自立支援・健全育成等に関する活動実績について、記載して下さい。また、現在実施している自主事業、行政等からの受託事業を記載して下さい。（実績期間も明記して下さい。）

## 2 業務実施方針

### (1) 寄り添い型生活支援事業を取り巻く現状や課題の認識について

ア 生活困窮世帯や生活保護受給世帯など養育環境に課題があり支援を要する世帯の小・中学生及びその保護者の現状や課題をどのように捉えているか、また、解決に向けた方向性を記載して下さい。

イ 生活困窮世帯や生活保護受給世帯など養育環境に課題があり支援を要する世帯における子育てに係る課題やニーズをどのように捉えているか、また、解決に向けた方向性を記載して下さい。

■ 業務実施方針

(2) 寄り添い型生活支援事業の業務実施方針について

ア 事業の実実施方針について、記載して下さい。

イ 実施方針を踏まえた事業運営の考え方を具体的に記載して下さい。  
(1日の流れ、カリキュラム、利用者に対する配慮等)

3 業務実施内容と実施手法

(1) 小・中学生の日常生活習慣等を身に付けるための支援について

ア 支援の実施にあたり、個々の利用者の生活習慣の把握をどのように行うか、記載して下さい。

イ 個々の利用者の生活習慣や能力に応じた生活支援プランの立案、支援の実施と進行管理、達成状況の確認をどのように行うのか、記載して下さい。

■ 業務実施内容と実施手法

(2) 小・中学生の学校の勉強の復習・宿題等の習慣づけ及び基礎的内容の学び直しのための支援について

ア 支援の実施にあたり、個々の利用者の学習習慣や学力の把握をどのように行うか、記載して下さい。

イ 個々の利用者の学習習慣や学力に応じた学習支援プランの立案、支援の実施と進行管理、達成状況の評価をどのように行うのか、記載して下さい。

ウ 学習支援を行う際、どのような教材を使用するのか、記載して下さい。

■ 業務実施内容と実施手法

(3) 安心して過ごせる居場所の提供について

ア 個々の利用者が安心して過ごせる居場所を提供するために、どのようなことが必要であると考えるか、具体的に記載して下さい。

イ 利用者へのプライバシーの配慮について、どのように取り組むか、記載して下さい。

(4) 支援実施に必要な事項について

支援を要する世帯の保護者への支援について、どのように取り組むか、記載して下さい。

## 4 業務実施体制

## (1) 業務実施体制について

## 職員について

	人材確保の考え方（確保方法、資格・経歴等）
統括責任者	
生活支援スタッフ	
生活支援アシスタント	

## 個人情報の取扱いについて

個人情報取扱の考え方、取組について

■業務実施体制

(2) 職員の役割と業務

ア 統括責任者の役割と業務について、具体的に記載して下さい。

イ 支援スタッフの役割と業務について、具体的に記載して下さい。

ウ 支援アシスタントの役割と業務について、具体的に記載して下さい。



■業務実施体制

(3) 職員の教育・研修

従事職員に対する教育、研修計画について具体的に記載して下さい。

5 業務管理運営体制

(1) 業務実施における管理運営の考え方

ア 区役所との連携・情報共有に対する考え方及びその方法について、記載して下さい。

イ 学校等関係機関との連携、情報共有に対する考え方及びその方法について、記載して下さい。

ウ 利用者の意見、要望の把握、苦情等に対する対応方法について、記載して下さい。

■ 業務管理運営体制

エ 事故等の防止に関する考え方及び具体的な取組内容について、記載して下さい。

## 収 支 予 算 書

事業名 旭区寄り添い型生活支援事業

## 1 収入

項 目	予 算 額	算 出 の 基 礎
		横浜市からの委託費
		その他
計		

## 2 支出

項目	予算額	算出の基礎
(1) 人件費		
(2) 施設費		
(3) 事務・事業費		
(7) 通信費		
(イ) 光熱水費		
(ウ) 消耗品費		
(エ) 備品費		
(オ) 保険料		
(カ) 修繕費		
(キ) 諸経費		
計		

※ 収入の合計と支出の合計は、同額になります。

※ 項目については、提案内容にあわせて増減してください。

